

丸森町放課後児童クラブ運営業務公募型プロポーザル実施要項

丸森町（以下「本町」という。）では、児童福祉法（昭和22年法律第164号）第6条の3第2項の規定に規定する放課後児童健全育成事業を行う施設として、現在、公設民営の放課後児童クラブを小学校の空き教室等を活用し7施設で展開している。

この7施設について、現運営受託者の履行期間が本年度末で終了することから受託者をあらためて選定する必要がある。

この実施要項は、丸森町放課後児童クラブ運営業務（以下「本業務」という。）の受託候補者をプロポーザル方式により選定するにあたり、必要な事項を定めたものである。

1 業務の目的

本業務は、保護者が労働等により昼間家庭にいない小学校に就学している児童に対し、授業の終了後等に適切な遊びや生活の場を提供し、家庭、地域等との連携の下、発達段階に応じた主体的な遊びや生活が可能となるよう、当該児童の自主性、社会性及び創造性の向上、基本的な生活習慣の確立等を図り、その健全な育成が図られるよう、安定的で質の高い保育サービスを提供できる高い知識と技術、幅広い経験を有する事業者運営を委託することを目的とする。

2 業務の概要

（１）業務の名称 丸森町放課後児童クラブ運営業務

（２）業務の内容

別紙「丸森町放課後児童クラブ運営業務仕様書」（以下「仕様書」という。）のとおり

ただし、契約時における仕様書は、受託候補者として選定された者の企画提案内容に合わせて変更することがある。

（３）履行期間 令和5年4月1日から令和8年3月31日まで

（４）提案額の上限

3年間の総額で183,079,000円とする。

ただし、各年度における支払い限度額は次のとおりとする。

なお、本業務は社会福祉法（昭和26年法律第45号）第2条第3項第2号に規定する第二種社会福祉事業であり、消費税法（昭和63年法律第108号）第6条第1項に規定する消費税非課税事業に該当する。

令和5年度 60,137,000円

令和6年度 60,393,000円

令和7年度 62,549,000円

※この金額は、契約時の予定価格を示すものではなく、事業の最大規模を示すものであることに留意すること。

3 委託業者選定方法

公募型プロポーザル方式とし、提案内容、見積額等による総合評価とする。

4 参加資格

本プロポーザルに参加できる事業者（以下「参加事業者」という。）は、次に掲げる要件を全て満たしている者とする。

- （１）宮城県内に本社、支社、支店又は営業所を有すること。
- （２）過去５年以内に、市町村が発注した放課後児童クラブの運営業務を受注した実績を有すること。
- （３）地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の４の規定に該当しない者であること。
- （４）会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者でないこと。
- （５）民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。
- （６）暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第77号）第２条に該当せず、かつ、丸森町契約に関する暴力団等排除措置要綱（平成20年丸森町訓令甲第10号）の措置要件に該当しないこと。

また、同要綱により参加停止の措置を受けた場合は、その措置が解除されていること。

- （７）宗教活動や政治活動を活動目的としていないこと
- （８）国税及び地方税の滞納がないこと。
- （９）提出された書類の記載事項に虚偽がないこと。

5 参加表明書の提出

- （１）提出期限 令和４年１１月１５日（火）午後５時まで
- （２）提出書類 ア 参加表明書（様式１）
 イ 会社概要書（様式２）
 ウ 業務経歴書（様式３）
- （３）提出部数 各１部
- （４）提出方法 持参又は郵送（郵送の場合は、提出期限までに必着のこと。）
- （５）提出先 丸森町子育て定住推進課保育支援班
 〒981-2192 宮城県伊具郡丸森町字鳥屋 120 番地
 電話 0224-72-3013（直通）
- （６）参加承認書の通知
 ア 通知日 令和４年１１月１８日（金）
 イ 通知内容 審査結果
 ウ 通知方法 参加表明書に記載のメールアドレス宛に電子メールで順次通知する。

6 実施要項等の配布

実施要項等の配布は、令和4年11月2日（水）から本町ホームページ内において配布するものとする。

7 現地見学会

本プロポーザルへの参加にあたり、現地見学を希望する場合は次のとおり現地見学会を実施する。なお、現地見学会への参加の有無は審査には影響しない。

（１）日時 令和4年11月中旬予定

（２）場所

No.	実施施設	住所
1	丸森地区第1放課後児童クラブ	丸森町字菱川内 39 番地 1
2	丸森地区第2放課後児童クラブ	丸森町字町西 29 番地 2
3	金山地区放課後児童クラブ	丸森町金山字下前川原 1 番地 1
4	大内地区放課後児童クラブ	丸森町大内字横手 18 番地
5	小斎地区放課後児童クラブ	丸森町小斎字古館 95 番地
6	館矢間地区第1放課後児童クラブ	丸森町館矢間館山字玉川 29 番地 1
7	館矢間地区第2放課後児童クラブ	丸森町館矢間館山字東玉川 199 番地 1

（３）現地見学会に参加するにあたっての留意事項

ア 参加者は、1事業者につき2名以内とする。

イ 施設間の移動は、事業者で用意した車両（1事業者1台）で、事業者の責任において行う。

ウ 見学は、1施設につき15分以内とする。

エ 新型コロナウイルス感染症の感染予防のため、見学の際はマスクを着用し、参加前に検温及び手指の消毒を行うこと。

（４）提出書類等

ア 提出書類 現地見学会参加申込書（様式4）

イ 提出期限 令和4年11月7日（月）午後5時まで

ウ 提出方法 電子メールで1部提出

エ 提出先 丸森町子育て定住推進課保育支援班

E-mail hoikushien@town.marumori.miyagi.jp

オ その他

（ア）現地見学会の日時は変更になる場合がある。

（イ）電子メールの件名は、「（事業者名）現地見学会申込書」とすること。

（ウ）電子メールを送信したときは、その旨を事務局に電話にて連絡すること。

（エ）日程については、電子メールで通知する。

8 質問書の提出及び回答方法

本要項の内容に不明な点がある場合は、質問書（任意様式）を提出すること。

（１）提出期限 令和４年１１月１１日（金）正午まで

（２）提出方法

電子メールにより提出すること。電話及び直接来庁等口頭による質問は受け付けない。

質問書の書式は任意とするが、次の項目を明記すること。

ア 電子メールの件名は、「（事業者名）丸森町放課後児童クラブ運営業務に関する質問」とすること。

イ 事業者名、担当者の連絡先（所属、氏名、電話番号等）を記載すること。

（３）提出先 丸森町子育て定住推進課保育支援班

E-mail hoikushien@town.marumori.miyagi.jp

（４）質問への回答

令和４年１１月１４日（月）までに、質問要旨と併せて、参加表明書を提出したすべての者に対し、電子メールにより回答する。なお、回答の際には、質問者名は公表しない。

9 企画提案書等の提出

（１）提出期限 令和４年１１月２８日（月）午後５時まで

（２）提出書類

①企画提案書 正本１部 副本１０部

②見積書及び積算内訳書 正本１部

※ただし、企画提案書については、上記のほかPDFデータを電子メールにより提出を行うものとする。

（３）企画提案書等作成について

①企画提案書

ア 企画提案書の内容は、審査基準の評価項目に基づいて作成すること。企画提案書のサイズは、日本産業規格A4とし、表紙と目次を除き30ページ以内を目安に任意書式にて作成すること。

イ 企画提案書の記述にあたっては、説明を要せずとも企画提案書を読んで理解できる内容とすること。

ウ 各ページにはページ番号を記載すること。

エ 文字の大きさは10.5ポイント以上とすること。

②見積書及び積算内訳書

ア 予算上限額以内で、業務委託料見積金額を記載するとともに、各年度の見積額も記載すること。また、提案内容に示された業務に係る経費の積算内訳（数量等を含む。）が分かるように作成すること。なお、書式は任意とする。

（４）提出方法 持参又は郵送（郵送の場合は提出期限までに必着のこと。）

（５）提出先 丸森町子育て定住推進課保育支援班

〒981-2192 宮城県伊具郡丸森町字鳥屋 120 番地

電話 0224-72-3013（直通）

E-mail hoikushien@town.marumori.miyagi.jp

10 プロポーザルの途中辞退

参加表明書の提出後に参加を辞退する場合は、速やかに参加辞退届（様式5）を提出すること。なお、辞退後の再度の参加は認めない。

11 企画提案プレゼンテーションの実施

- (1) 実施日 令和4年12月13日（火）（予定）
- (2) 会場 丸森町役場 2階 庁議室
- (3) 出席者 各事業者3名以内
- (4) 説明時間 40分程度

※プレゼンテーション25分以内、質疑応答15分程度

- (5) 説明資料 事前に提出された企画提案書以外は、資料として使用できない。
- (6) その他

ア プレゼンテーション当日の詳細な時間等は、後日電子メールにより連絡する。

イ プロジェクター、スクリーン、電源コードリール1本は本町が準備するが、その他必要な機器等は提案者で準備すること。

ウ プレゼンテーションの実施順序は、参加表明書を提出した順とする。

12 審査方法

- (1) 契約候補者の選定にあたっては、本町職員による選定委員会を設置し、同委員会により審査を行うものとする。
- (2) 企画提案書等の提出者が5者以上となった場合には、選定委員会が企画提案書を書類審査し、上位4者に対しプレゼンテーションの参加資格を与える。なお、企画提案書等提出者が5者未満の場合は書類審査を行わないものとする。
- (3) 評価項目毎に採点を行い、その合計点数が高い順に、第1位の者を最優秀提案者に、第2位の者を次点の者に選定する。第1位、第2位の者が複数あったときは、参考見積額が低い者を上位者として決定する。
- (4) 審査は、非公開とする。

13 審査基準

企画提案書等の審査基準は次の評価項目によるものとし、1項目あたりの採点基準を次に掲げる5段階評価及び重点項目に対する加算のうえ、審査委員一人あたりの合計を100点満点で評価するものとする。

【企画提案評価項目等】

評価項目（審査ポイント）	評価点	加算	合計
1 質の高い保育サービスの提供 (1) 児童の年齢等に応じた育成支援に関する取り組み (2) 障がい児や配慮が必要な児童の育成支援に関する取り組み	5 点	6 倍	3 0 点
2 業務履行体制 (1) 職員配置計画・職員管理体制 (2) 職員の資質向上、人材育成に関する取り組み	5 点	4 倍	2 0 点
3 保護者、小学校、地域との連携等に関する取り組み (1) 保護者の要望・苦情等の対応や利便性の向上に関する取り組み (2) 小学校との連携等に関する取り組み (3) 地域との連携等に関する取り組み	5 点	3 倍	1 5 点
4 危機管理体制及び安全・衛生管理等 (1) 防災・防犯対策に関する取り組み (2) 安全対策、衛生管理に関する取り組み (3) 感染症対策に関する取り組み	5 点	3 倍	1 5 点
5 提案者独自の取り組み	5 点	2 倍	1 0 点
6 見積金額（コスト） 見積金額を見積上限額で除した比率（小数点以下四捨五入）により次のとおり配点する。 (1) 1 0 0 % 1 点 (2) 9 9 %から 9 7 %の範囲 2 点 (3) 9 6 %から 9 4 %の範囲 3 点 (4) 9 3 %から 9 1 %の範囲 4 点 (5) 9 0 %から 8 8 %の範囲 5 点 (6) 8 7 %から 8 5 %の範囲 6 点 (7) 8 4 %から 8 2 %の範囲 7 点 (8) 8 1 %から 7 9 %の範囲 8 点 (9) 7 8 %から 7 6 %の範囲 9 点 (10) 7 5 %以下の範囲 1 0 点	1 0 点	-	1 0 点
【審査委員一人あたりの合計点数】			
1 0 0 点			

【評価に対する採点基準】

採点基準		評価点
創意・工夫があり、特に効果的な内容である。	大いに評価できる	5点
効果的な内容である	評価できる	4点
平均的な内容である	普通	3点
内容がやや不十分	あまり評価できない	2点
内容が不十分	評価できない	1点

14 審査結果の通知

審査結果は、プレゼンテーションを行った提案者全員に通知する。なお、審査結果に関する異議等は受け付けない。

15 契約に関する事項

本企画提案の契約については、次により行うものとする。

- (1) 選定委員会において決定された受託候補者を優先交渉権者とし、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の2第1項第2号の規定に基づく随意契約を行うため、優先交渉権者から見積書を徴収し、予定価格の範囲内において契約締結するものとする。また、特別な理由により受託候補者と契約締結ができない場合は、他の提案者のうち順位が上位の者から順に契約交渉を行うものとし、最終的に交渉が成立した提案者を受託者とする。

- (2) 契約書の作成

本町と受託者で協議したうえで契約書を作成するものとする。

- (3) 支払条件

前金払は行わないものとする。支払方法は、本町と受託者との協議により、契約書で定めるものとする。

- (4) その他契約に関する事項

ア 契約時における仕様書は、別紙仕様書に記載されている事項を基本とするが、本町と受託者との協議により、必要に応じて追加、変更又は削除を行うことがある。

イ 当初の契約においては、3年間は実施場所、児童数、支援の単位等に大幅な変動がないものとして契約することとする。

ただし、実施場所、児童数、支援の単位数等に大幅な変動がある場合又は物価の急激な変動等不可避な社会情勢の変動が生じた場合は、双方の協議により変更契約ができるものとする。

16 プロポーザルの瑕疵

参加者の手続及び提出書類に瑕疵があることが判明した場合には、選定委員会で審査を行い、瑕疵が重大又は悪質であり、公平性、公正性を著しく損なうおそれがあると認められた場合は、プロポーザルに係る決定事項を取り消すことができるものとする。

17 参加資格の取消し

次に定める事由が生じた場合、参加者及び受託候補者と決定した事業者に対し、プロポーザルへの参加資格及び受託候補者の決定を取り消すものとする。

- (1) 業務提案書の作成に関して不正行為が認められた場合
- (2) 業務委託開始前に指名停止となった場合

18 その他の留意事項

その他の留意事項については、次により行うものとする。

- (1) プロポーザルに参加する費用等は、すべて参加業者の負担とする。
- (2) 参加者は1つの提案しか行うことができない。
- (3) 書類の作成に用いる言語は日本語、通貨は日本円、単位は日本の標準時及び計量法（平成4年法律第51号）に基づくものとする。
- (4) 企画提案書の提出後において、原則として企画提案書に記載されたいかなる内容の変更も認めない。ただし、やむを得ない理由により修正又は変更が生じた場合で、本町が承諾したものについてはこの限りでない。
- (5) 提出書類の著作権等の取扱いについては、提出書類に含まれる著作物の著作権は提案者に帰属する。ただし、本町が本案件のプロポーザルに関する報告等のために必要な場合は、参加事業者の承諾を得ずに提出書類の内容を無償で利用できるものとする。
- (6) 提案内容を適切に反映した特記仕様書の作成のため、業務の具体的な実施方針について、資料の提出を求めることがある。
- (7) 提出書類の取扱いは、次のとおりとする。
 - ア 提出された書類は一切返却しないものとする。
 - イ 本案件に係る情報公開請求があった場合は、丸森町情報公開条例（平成11年丸森町条例第15号）に基づき、提出書類を公開することがある。

19 事務局（参加・照会先）

〒981-2192

宮城県伊具郡丸森町字鳥屋120番地

丸森町役場子育て定住推進課保育支援班 担当：阿部

TEL：0224-72-3013 E-mail：hoikushien@town.marumori.miyagi.jp

20 実施スケジュール

件名	期限等
公募開始	令和４年１１月 ２日（水）
現地見学会申込期限	令和４年１１月 ７日（月）午後５時まで
現地見学会	令和４年１１月中旬
質問受付期限	令和４年１１月１１日（金）正午まで
質問回答	令和４年１１月１４日（月）
参加表明書の提出期限	令和４年１１月１５日（火）午後５時まで
参加承認書の通知	令和４年１１月１８日（金）
企画提案書提出期限	令和４年１１月２８日（月）午後５時まで
プレゼンテーション開催日	令和４年１２月１３日（火）
選定結果通知	令和４年１２月１４日（水）
受託候補者との仕様の調整	事務局から連絡
受託候補者との見積書の提出	事務局から連絡
受託候補者との契約書の締結	令和４年１２月下旬